

6 第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係

【改正の概要】

令和 8 年度の税制改正において、外国子会社合算税制（措法 66 の 6）における外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適當であると認められる場合には、本特例を適用できないこととする改正が行われた（措令 39 の 17 の 2 ②四）。